

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 24 日

熊本県廃棄物主管部 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
災害廃棄物対策室

令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
(周知)

令和 8 年 8 月 7 日付け通知「令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について（周知）」（令和 8 年 8 月 7 日環循適発第 2608072 号・環循再発第 2608071 号）に関連し、緊急的な公費解体・撤去の対象となる「二次災害のおそれ」の範囲について、下記のとおり補足いたします。

貴県におかれましては、貴管内市町村に対して本事務連絡を周知していただきますようお願いいたします。

記

倒壊家屋等の建物性のない建物については、敷地や建物の管理者による管理が困難であり、以下のような二次災害のおそれが考えられることから、倒壊による危険性のみならず、以下のような建物も緊急的な公費解体・撤去の対象として差し支えありません。

(1) 倒壊家屋等、損壊した家屋等を放置することで、火災が発生するおそれがある場合

<例>

- ・ 倒壊した建物内に可燃性廃棄物、木材、畳、家具等が大量に積載し、自然発火等により火災が発生するおそれがある場合
- ・ 蓄電池設備、太陽光発電設備等が損傷し、短絡等により出火するおそれがある場合

(2) 倒壊家屋等、損壊した家屋等の構成部材、外装材等が、風雨等により飛散し、周辺の住民や建物、通行する車両や人等に被害を及ぼすおそれがある場合

<例>

- ・ 屋根瓦、トタン板、外壁材、看板その他の外装材が脱落又は著しく損傷しており、強風等により飛散するおそれがある場合

(3) 倒壊家屋等、損壊した家屋等に含まれる有害物質や従来屋内に保存してあった有害物質や危険物が、大気中に飛散し、又は土壌・水域に拡散することにより、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合

<例>

- ・ 吹付けアスベスト、石綿含有建材等が損傷し、飛散するおそれがある場合
- ・ 建物内に保管されていた化学物質、高圧ガス容器その他の危険物が破損し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合
- ・ 腐敗性物質、動物の死骸その他衛生上問題となる物質が散乱し、悪臭、害虫の発生その他公衆衛生上の支障が生じるおそれがある場合

上記のいずれかに該当すると認められる場合には、更なる被害の拡大を防止するため、緊急随意契約による緊急的な公費解体・撤去を実施して差し支えありません。

なお、緊急的な公費解体・撤去の実施にあたっては、引き続き「公費解体・撤去マニュアル（第7版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和8年8月）」をご参照ください。

【問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

連絡先：03-5521-8337

災害廃棄物対策室

連絡先：03-5521-8358